

令和5年度  
第1回緑岡市民センター運営審議会

日時 令和5年6月15日(木) 午後1時30分から  
場所 緑岡市民センター会議室

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

- (1) 令和4年度事業実績について(生涯学習事業)
- (2) 令和5年度緑岡市民センター運営方針及び重点目標について
- (3) 令和5年度事業計画(案)について
- (4) その他

4 閉 会

# 水戸市緑岡市民センター運営審議会委員名簿

(順不同 敬称略)

役職名	氏名	備考
会長	川崎 操	社協緑岡支部副支部長 緑岡地区民生委員
副会長	介川 文雄	茨城県レクリエーション協会理事長 茨城県ニュースポーツ協会会長
	松本 修吾	地区高齢者クラブ連合会会長
	久保 定時	緑岡住民の会副会長 緑岡地区民生委員
	近藤 清	緑岡地区民生委員 児童委員協議会会長
	岩間 幸一	社協緑岡支部支部長 緑岡地区民生委員

任期: 令和4~5年度

## (1) 令和4年度事業報告について(生涯学習事業)

○高齢者学級		期日	内容	場所	人数
4	緑寿大学	9月26日(月)	① 名字の謎を解く! 名字の歴史と由来 講師:高信 幸男	緑岡市民センター ホール	37
		12月15日(木)	② 法定相続情報証明制度 講師:水戸地方法務局 加納 宣彦	緑岡市民センター ホール	27

○女性学級		期日	内容	場所	人数
4	レディスセミナー	10月26日(水)	① ストールの草木染め 講師:水戸市植物公園 草木染織同好会	水戸市植物公園	15
		11月29日(火)	② 移動学習 茨城県陶芸美術館と笠間稻荷神社	笠間市	23

○家庭教育学級		期日	内容	場所	人数
4	ふれあい学級	-	① -	-	中止
	家庭教育講座	8月2日(火)	① 親と子の料理教室 講師:食生活改善推進員	緑岡市民センター 調理室	中止
	家庭教育強化事業	8月9日(火)	① ベビーマッサージ 講師:郡司 理香	緑岡市民センター 和室	5
		12月13日(火)	② クリスマスコンサート 講師:みとびよ音楽隊	緑岡市民センター ホール	44

○子ども教室		期日	内容	場所	人数
4	子ども教室	7月29日(金)	① 夏休み子ども教室 マジックショー・体験 講師:奥山 風我	緑岡市民センター ホール	29
		8月4日(木)	② 夏休み子ども教室 フォトフレーム作り 講師:(株)リクシル 三村 絢子	緑岡市民センター 和室	22
		8月6日(土)	③ お琴体験教室 講師:菊輝世 敏子 他2名	緑岡市民センター 和室	5
		8月10日(水)	④ 夏休み子ども教室 かわいい雑巾作り 講師:緑岡市民センター職員	緑岡市民センター 会議室	10

○成人セミナー		期日	内容	場所	人数
4	成人講座	1月19日(木)	① スマホ体験講座 講師:スマートフォンアドバイザー	緑岡市民センター ホール	18

○市民センターまつり		期日	内容	場所	人数
4	市民センターまつり (展示)	3月3日(金) 3月5日(日)	- 絵画・書道・着付A	緑岡市民センター 会議室	115
	市民センターまつり (演技)	3月5日(日)	- 大正琴・オカリナ・カラオケ・さわやか太極 拳・歌謡・空手・ハワイアンフラ	緑岡市民センター ホール	300

定期講座参加者調べ(R4年度)

月	健康スポーツ	体操	絵画	カラオケ	書道	着付A	着付B	卓球A	料理	大正琴	生花	ヨガ	オカリナ	さわやか太極拳	ダンススポーツ	卓球B	バッチワーク	歌謡	ハワイアンフラ	空手	囲碁	計	
4			4					16							8			12	11	12	20	83	
			4		8			17				11										40	
			5					17							8			12	11	13	9	75	
					9			17				9	10			12						57	
5												10				12		10			7	39	
	15	19			5	6	4	20	11	11	4		12	20	10				11	14		162	
	15	16	5	23				17							7	12	3	12	10		8	128	
		17			9	6	6		8	11	4	11	11	20	10	13				11		137	
6		18																				18	
	12	15	5	25				17							12	13	4	13		15	14	145	
		17			9	5	7	19	10	10	4	9	11	21	16				9			147	
	16	18	5	19				16							8	12	4	12		14	7	131	
7					8	2	6		11	10	4	11	11	17		8				7		95	
	15	15	5	20				14						20	9	10	4	12	9	22	9	164	
		18			8	2	4	11	11	10	4	11	9		15							103	
	10	13	5	23	7									20	8	15	3	12	8	22	7	153	
8						5	4		11	11	4	8	10			11						64	
		13						13				8			10	11		13	10	16	9	103	
					8	3							12	12	11							46	
	14							12							6	15		14				61	
9					8			14								9				18		58	
	15	19	5	25				13						15	7	14	4	14		15	11	157	
		16			7	5	6	18	8	10	4	9	12		15				9			119	
	10	14		24										16	10	16	4	14		16	9	133	
10					10	5	8	15	11	11	4								8			72	
			3									10	11			11						35	
	12	18	5	26				16						20	10					17	9	144	
					8	5	4	15	10	11	4	10				13	4	13				97	
11	12	18	4	21				14						20	8	13		13	9	18	8	158	
					10	3	7		9	11	4	10	11			12	4		9			90	
																						0	
	13	14	4	24										16	7	9	4	14		19	11	135	
12		13			8	4	4	14	9	10	4	7	10			12						95	
	10	13	4	20				14						14	9	6	3	14	10	7		124	
		11			9					10	4	9	9						10			62	
							6															6	
1	11	12	5	20				13						19	9	11		13		19	11	143	
		12			8	2		15		11	4	10	11			9						82	
	11	11	3	17			4							18	9	9	3	12	11	20	10	138	
					6					11	4	9	11			9			9			59	
2								16							7	13	4	12		19		71	
	10				8	2	6	13	9	10	4	11	10			13			9			105	
	10	15	4	24										17	7	10	2	13	11	16	10	139	
		13					4	11	9	10	3	8				7						65	
3		11																				11	
	12	11	4	26				16						19	7	11	3	12		18	12	151	
		16			7	2	6	17	8	10	4	7	10			11			9			107	
	12	15	4	24					8					17	8	12	3	12		19	8	142	
4		14			8	3	4			10	4	9	9			8			8			77	
	12	14	5	26				14					10	17	7	10				9	22	115	
		13			6	4	4	13	10	10	4	10				12				20	10	117	
	13		3		7	3	3	11	8	11	4	9	8		17	7	12	3	12		9	108	
計	回数	22	32	21	17	23	18	19	33	17	20	20	24	21	20	24	43	17	24	24	23	21	483
	回数	273	473	91	387	181	67	97	492	161	209	79	225	219	355	198	492	59	302	224	395	206	5185

令和 4 年度 市民センター子育て広場利用状況等報告

( 緑 岡 ) 市民センター

実施月	実施回数	延利用者数				ボランティア 人 数
		組	大人	子ども	計	
4月	0	0	0	0	0	0
5月	2	23	23	23	46	6
6月	1	7	7	7	14	3
7月	2	12	12	12	24	6
8月	2	7	7	7	14	6
9月	2	13	13	13	26	6
10月	2	11	11	11	22	6
11月	2	20	20	21	41	6
12月	1	11	11	12	23	3
1月	2	14	14	16	30	6
2月	2	16	16	16	32	6
3月	2	17	18	19	37	6
合計	20	151	152	157	309	60

	大人	子ども	計
R4年度 登録人数	63	64	127

※今年度の新規登録人数で  
お願いします。

	クオカード 受領枚数	クオカード 利用枚数	クオカード 残枚数
R4/4~R4/7	18	15	3
R4/8~R4/11	24	24	0
R4/12~R5/3	21	21	0

# 令和4年度 市民センター使用状況報告書

緑岡市民センター

令和5年3月分

		市民センター	社教団体	市	県	その他	月計	累計
ホール	件数	10	3	5		39	57	697
	人員	433	105	96		533	1,167	11,234
和室	件数	7	2			9	18	216
	人員	63	13			77	153	1,967
会議室	件数	14	12	1	1	13	41	350
	人員	221	132	8	12	112	485	3,388
調理室	件数	2					2	22
	人員	23					23	218
図書室 (図書利用)	件数							
	人員							61
月計	件数	33	17	6	1	61	118	
	人員	740	250	104	12	722	1,828	
累計	件数	303	83	64	3	714		1,167
	人員	3,820	1,229	1,365	37	8,589		15,040
センター外 主催事業	件数							6
	人員							2,460
センター外 共催事業	件数							
	人員							
月計	件数							
	人員							
累計	件数	6						6
	人員	2,460						2,460
合計	件数	309	83	64	3	714		1,173
	人員	6,280	1,229	1,365	37	8,589		17,500

令和4年度 市民センター使用状況

施設名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1 三の丸	館内件数	250	7	7	3	7	6	6	7	4	8	8	353
	館内人数	2,728	439	53	63	22	49	76	84	51	65	136	3,833
	館外件数	-	-	18	14	6	14	13	14	12	12	-	117
	館外人数	-	-	278	206	103	295	2325	280	374	319	516	4,696
2 五軒 (3階まで)	館内件数	222	175	212	205	167	221	227	209	172	208	228	2,438
	館内人数	1,979	1,666	2,051	1,797	1,416	1,707	2,020	1,713	1,503	1,821	1,984	21,761
	館外件数	-	2	3	1	-	1	1	1	1	1	2	14
	館外人数	-	12	61	10	-	24	188	1,300	101	38	7	1,206
3 新荘	館内件数	115	126	144	126	96	131	138	130	131	137	137	1,540
	館内人数	1,412	1,404	1,854	1,483	978	1,632	1,552	1,601	1,574	1,628	1,575	18,302
	館外件数	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	3
	館外人数	-	-	-	-	-	-	600	58	-	-	35	693
4 城東	館内件数	85	94	104	105	81	93	98	99	95	93	116	1,162
	館内人数	1,009	1,020	1,142	1,167	821	1,060	925	1,391	971	1,075	1,232	12,965
	館外件数	2	3	7	4	-	6	6	1	-	3	-	36
	館外人数	35	74	206	39	-	78	1,366	102	14	-	48	1,962
5 竹隈	館内件数	86	105	106	114	61	112	111	110	93	95	117	1,208
	館内人数	940	1,223	1,193	1,303	720	1,348	1,244	1,222	958	1,067	1,400	14,067
	館外件数	-	2	4	4	2	7	9	13	3	3	7	60
	館外人数	-	42	143	60	24	167	825	205	73	58	258	1,924
6 常磐	館内件数	121	137	189	157	120	159	173	153	146	136	142	1,800
	館内人数	1,295	1,674	2,291	1,831	1,196	1,995	2,092	1,934	1,790	2,048	1,934	22,131
	館外件数	-	-	-	-	-	-	2	1	1	1	-	7
	館外人数	-	-	-	-	-	-	630	82	14	65	23	814
7 緑岡	館内件数	92	96	105	104	69	102	95	85	92	105	118	1,167
	館内人数	1,238	1,362	1,424	1,266	709	1,368	1,093	1,033	1,061	1,342	1,828	15,040
	館外件数	-	-	-	-	1	-	2	-	-	-	-	6
	館外人数	-	-	-	-	2,000	-	414	46	-	-	-	2,460
8 寿	館内件数	59	68	83	85	47	84	81	73	70	79	92	903
	館内人数	842	853	1,013	1,099	559	1,079	901	906	810	907	1,535	11,439
	館外件数	1	-	2	1	1	2	6	4	-	-	1	19
	館外人数	9	-	14	8	11	73	82	100	-	-	7	310
9 上大野	館内件数	60	57	63	68	46	56	69	67	65	73	75	778
	館内人数	563	658	617	688	434	504	724	663	651	797	811	8,019
	館外件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3
	館外人数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	364	364
10 柳河	館内件数	78	69	83	84	71	86	78	68	80	85	100	950
	館内人数	770	661	796	852	690	935	812	700	687	816	851	9,225
	館外件数	12	10	10	13	7	9	13	11	8	11	9	126
	館外人数	132	112	123	157	76	87	384	905	167	93	120	2,453

令和4年度 市民センター使用状況

施設名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
11 渡里	館内件数	99	87	96	99	67	89	94	105	82	87	89	1,076
	館内人数	1,094	976	1,171	1,092	757	1,129	1,200	1,187	1,019	1,455	950	13,071
	館外件数	-	-	-	1	-	-	2	2	1	-	-	8
	館外人数	-	-	-	33	-	-	574	71	93	-	-	1,555
12 吉田	館内件数	81	93	111	104	74	98	97	113	95	103	106	1,176
	館内人数	1,038	1,115	1,355	1,336	883	1,169	1,131	1,229	1,090	1,241	1,303	14,028
	館外件数	-	-	1	1	4	2	2	2	1	-	-	15
	館外人数	-	-	15	11	41	31	25	24	41	-	-	219
13 酒門	館内件数	68	60	73	72	47	68	62	60	64	64	71	788
	館内人数	751	825	847	829	649	724	674	708	733	656	843	9,082
	館外件数	-	-	-	1	1	2	3	3	1	2	-	14
	館外人数	-	-	-	19	9	95	170	50	14	69	-	544
14 石川	館内件数	94	109	115	86	67	108	113	116	104	132	112	1,259
	館内人数	1,109	1,189	1,377	917	755	1,211	1,204	1,190	1,107	1,605	1,699	14,569
	館外件数	-	-	1	1	-	-	3	2	1	-	2	12
	館外人数	-	-	19	33	-	-	635	36	66	-	577	1,431
15 飯富	館内件数	41	44	49	54	35	53	50	42	39	53	51	561
	館内人数	440	490	487	553	421	638	517	392	395	549	541	5,998
	館外件数	-	-	2	1	1	2	2	2	-	1	-	11
	館外人数	-	-	106	18	51	53	551	410	-	-	26	1,215
16 国田	館内件数	52	60	62	52	47	57	67	60	50	57	70	695
	館内人数	485	560	580	480	402	567	573	544	462	758	626	6,673
	館外件数	-	-	1	-	-	-	1	3	1	-	-	9
	館外人数	-	-	33	-	-	-	26	138	40	53	-	295
17 桜川	館内件数	149	150	170	170	125	158	172	150	143	143	174	1,848
	館内人数	1,837	2,205	2,199	1,921	1,425	1,891	2,058	1,905	1,623	1,741	2,119	22,763
	館外件数	-	4	5	4	-	3	4	4	3	5	4	41
	館外人数	-	50	66	32	-	27	40	31	55	28	62	428
18 上中妻	館内件数	89	95	111	99	64	109	104	95	96	109	114	1,175
	館内人数	940	905	959	881	575	1,073	947	840	908	1,172	1,146	11,213
	館外件数	-	-	-	1	-	-	1	3	1	-	-	7
	館外人数	-	-	-	7	-	-	6	145	6	100	-	264
19 山根	館内件数	69	53	62	59	39	71	61	57	54	56	72	704
	館内人数	680	503	580	514	311	609	572	525	463	780	797	6,866
	館外件数	-	-	1	1	2	1	1	-	2	-	-	9
	館外人数	-	-	15	21	155	62	14	-	37	-	49	353
20 見川	館内件数	71	67	78	82	42	79	80	77	82	67	76	883
	館内人数	805	857	1,003	1,056	446	1,009	1,109	900	910	782	818	10,676
	館外件数	-	-	2	1	-	1	2	1	-	2	1	10
	館外人数	-	-	25	5	-	7	1,107	6	138	6	-	1,294



令和4年度 市民センター使用状況

施設名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
21 千波	館内件数	91	106	119	115	91	120	116	112	119	129	120	1,375
	館内人数	1,304	1,338	1,640	1,495	1,005	1,476	1,411	2,772	1,412	1,621	1,427	18,584
	館外件数	-	-	1	-	-	-	2	2	-	-	-	6
22 見和	館外人数	-	-	40	-	-	-	1,019	64	-	-	-	1,139
	館内件数	138	121	140	143	92	133	150	141	140	138	174	1,642
	館内人数	1,842	1,437	1,765	1,765	1,106	1,541	1,909	1,844	2,552	1,772	2,217	24,714
23 双葉台	館外件数	-	1	1	2	1	2	1	1	1	2	1	14
	館外人数	-	24	23	162	19	53	20	16	17	92	12	450
	館内件数	121	119	146	146	97	145	134	127	130	141	177	1,618
24 笠原	館内人数	1,409	1,388	1,789	1,694	1,079	1,747	1,568	1,390	1,355	2,414	2,023	19,374
	館外件数	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	3
	館外人数	-	-	-	21	-	-	-	20	-	-	-	93
25 赤塚	館内件数	92	96	115	109	71	102	116	104	98	110	119	1,232
	館内人数	959	989	1,310	1,239	705	1,136	1,200	1,063	1,020	1,224	1,378	13,316
	館外件数	-	-	-	-	-	1	-	4	-	1	-	6
26 吉沢	館外人数	-	-	-	-	-	28	-	230	-	45	-	303
	館内件数	85	83	93	92	73	87	101	78	69	95	102	1,046
	館内人数	808	827	955	883	715	835	989	711	630	862	956	10,132
27 堀原	館外件数	-	-	-	-	-	-	-	2	-	1	-	3
	館外人数	-	-	-	-	-	-	-	518	-	31	-	549
	館内件数	66	81	95	91	49	95	99	89	79	85	99	1,005
28 下大野	館内人数	710	1,047	1,426	1,177	518	1,192	1,150	988	868	1,273	1,112	12,268
	館外件数	-	2	5	-	-	-	2	2	1	4	-	19
	館外人数	-	14	33	-	-	-	11	14	7	28	-	130
29 稲荷第一	館内件数	113	105	116	123	89	115	120	114	100	102	126	1,319
	館内人数	1,417	1,320	1,351	1,412	960	1,564	1,452	1,365	1,215	1,252	1,446	16,131
	館外件数	-	-	-	1	-	-	2	1	1	-	-	6
30 稲荷第二	館外人数	-	-	-	62	-	-	538	22	25	-	-	669
	館内件数	50	53	61	75	43	62	67	54	51	62	61	692
	館内人数	640	592	712	838	451	722	919	676	570	814	882	8,421
29 稲荷第一	館外件数	-	1	1	-	1	-	3	4	-	1	-	11
	館外人数	-	16	26	-	15	-	145	1,005	-	13	-	1,220
	館内件数	67	74	92	102	82	93	104	97	97	102	99	1,095
30 稲荷第二	館内人数	686	730	834	877	571	872	1,230	892	848	1,060	1,079	10,512
	館外件数	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	2
	館外人数	-	-	-	-	-	-	-	-	22	44	-	66
30 稲荷第二	館内件数	78	70	75	77	75	81	77	86	69	91	88	937
	館内人数	739	698	767	705	675	772	737	895	645	961	834	9,072
	館外件数	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	2	5
30 稲荷第二	館外人数	-	-	-	-	-	20	100	350	-	-	-	510

令和4年度 市民センター使用状況

施設名	使用状況												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
31 大場	館内件数	58	67	76	70	50	71	66	66	63	70	79	807
	館内人数	591	688	816	697	478	780	683	712	560	671	785	8,118
	館外件数	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	2
	館外人数	-	-	-	-	-	-	-	20	-	16	-	36
32 鯉淵	館内件数	94	80	99	93	75	84	88	90	76	112	107	1,095
	館内人数	793	635	894	787	685	689	773	695	693	996	823	9,277
	館外件数	-	1	1	-	-	2	1	1	-	-	2	10
	館外人数	-	4	6	-	-	39	24	4	-	-	43	341
33 妻里	館内件数	77	82	88	82	69	76	83	69	74	79	75	925
	館内人数	805	812	832	835	603	810	1,210	698	736	901	800	9,729
	館外件数	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1
	館外人数	-	-	-	-	-	-	160	-	-	-	-	160
34 内原	館内件数	162	159	187	165	112	165	169	166	150	162	185	1,975
	館内人数	1,980	2,047	2,295	1,699	1,147	1,805	1,855	1,848	1,481	1,713	2,632	22,512
	館外件数	-	-	1	1	-	-	2	2	2	-	-	8
	館外人数	-	-	21	30	-	-	133	162	95	-	-	441
												館内件数	39,227
												館内人数	443,881
												館外件数	623
												館外人数	32,328

## (2) 令和5年度水戸市市民センター運営方針及び重点目標について

### 令和5年度水戸市市民センター運営方針及び重点目標

#### 運 営 方 針

近年、人口減少社会や超高齢社会の到来をはじめ、都市化の進展、価値観の多様化、生活圏の拡大など、市民を取り巻く状況は大きく変化している。

こうした状況にあっても、市民が安心して暮らし、幸せを感じられる豊かな地域を形成していくためには、今後ますます地域コミュニティ活動と生涯学習活動の推進が必要となる。

市民センターにおいては、感染症対策と地域活動の再開を図りながら、地域コミュニティ活動の拠点として、その継続や発展に向けた支援に努めるとともに、生涯学習活動の拠点として、その充実や成果を生かす環境づくりに努める。また、東日本大震災での経験や近年の台風大型化への警戒等を踏まえ、地域防災活動の拠点としての機能充実を図っていくものとする。

#### 重 点 目 標

##### 1 地域コミュニティ活動の推進

###### (1) 地域コミュニティ活動の活性化

ア 地域自らが地域の将来像や課題を共有し、特色のある地域づくりや課題の解決を進めることができるよう、地域コミュニティプランの実現に向けた取組への支援を促進し、住みよいまちづくり推進協議会を中心とした自主的な活動を推進する。

イ 各種コミュニティ団体等の活動を支援するとともに、NPO等との連携を促進しながら、よりよい地域づくりに向けた情報の共有化を進めるなど、地域コミュニティ推進体制の充実、連携強化を図る。

ウ 町内会・自治会への参加意識や自治意識の高揚を図るため、地域団体や関係機関と連携強化を図り、地域コミュニティ活動内容を積極的に発信するとともに、地区会の基盤である町内会・自治会の加入率の向上に努める。特に水戸市住みよいまちづくり推進協議会との協働により、「みと町内会・自治会カード」事業の更なる魅力の向上を図る。

エ 市民自らが意欲を持って地域活動に参加できるよう、一人一役運動を進めるほか、人材育成のための研修会を通して、地域を支えるリーダーづくりを推進する。

###### (2) 地域コミュニティ活動環境の充実

市民センターにおける様々な活動環境の一層の充実に向け、施設の利用状況や地域の実情等にあわせたコミュニティルームの積極的な利用を促進するとともに、長寿命化型改修の実施及び施設の利用者数や周辺の状況等を踏まえつつ狭あい駐車場の解消に努める。

###### (3) 地域防災活動との連携

災害発生時の初動対応については、地域における防災組織が重要な役割を担うものであることから、平常時より、地域での防災訓練への支援、地域における災害リスクや連絡体制の確認を行うなど、地域における防災組織との連携を図る。

## 2 生涯学習活動の推進

### (1) 学習機会の充実

生涯学習活動の拠点施設である市民センターにおいては、どのような状況下でも学びを止めることなく、「個人の要望」する学習による生きがいを進めるとともに、家庭教育への支援や青少年の健全育成、少子・高齢化への対応などの「社会の要請」に応じた現代的課題を取り扱った学習機会を提供する。

そのため、水戸市における生涯学習事業を総称した「みと弘道館大学」に位置付けた、一般教養講座や定期講座を開催するとともに、みと好文カレッジにおける事業を活用しながら、市民のライフスタイルに定着し、生涯にわたって学び続けることができるよう、学習機会の充実に努める。

#### ア 市民ニーズを捉えた学習機会の提供

市民の学習ニーズを把握し、健康で生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、生涯学習のきっかけづくりを図るとともに、それぞれの世代に合った学習機会の提供に努める。

#### イ 現代的課題を取り扱った講座の開催

変化の激しい社会情勢に対応していくため、成人学級、高齢者学級等の講座に現代的課題を取り扱ったテーマを組み入れるなどの手法により、地域課題を主体的に捉える学習機会の充実に努める。特に、デジタル・ディバイド解消のため、高齢者等に向けたICTリテラシーを身につける講座の充実に努める。

また、地域団体と市民センターが一体となった協働事業を積極的に展開する。

#### ウ 家庭教育や子育てを支援する講座等の開催

家庭は、子どもが基本的な生活習慣、生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりや善悪の判断、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割があることから、家庭教育について考える機会を提供するため、学校等における家庭教育学級や家庭教育講演会を開催する。

また、未就園児の保護者が家庭教育について学び、各家庭が家庭教育に自主的に取り組むことができるよう支援するため、家庭教育強化事業を実施する。

### (2) 学習の成果を生かす環境づくり

生涯学習の成果がボランティア活動や地域づくりに生かせるよう、地域人材の発掘・育成を行い、地域の活性化や特色あるまちづくりに生かしていくための環境づくりを進める。

#### ア 地域資源の活用推進

市内には、歴史的な資産や史跡をはじめ博物館、歴史館などの文化施設、学校や大学などの物的資源やそれぞれの施設に所属する職員などの人的資源があり、豊かな地域資源に恵まれている。このような地域にある資源を活用した事業を開催するとともに、生涯学習の振興に取り組む機関や団体との連携を図りながら、地域資源の有効活用を推進する。

#### イ 学習の成果を発表する場の創出

市民センターを会場に開催している講座の展示会や発表会など、生涯学習の成果を発

表する場を創出することにより、学習者同士や参加者との交流を拡大させ、新たなネットワーク構築に努める。

ウ 学習の成果を地域活動に生かす仕組みづくり

生涯学習の成果をボランティア活動や地域活動に生かすことが、地域の活性化に大いに役立つものと期待されている。市民センターで学んだ市民が、その成果を地域コミュニティ活動につなげられるよう、人材の育成と活用に努める。

エ 事業評価に基づく事業の推進

市民センターの講座や事業に参加した市民が日常生活の中で生涯学習の成果をどのように生かし、また、地域の中でどれだけ活動に関わっているのかなど、事業の成果を検証することが求められている。

市民センターにおいては、実施した講座や事業について自己評価を行うとともに、自己評価をもとに、運営審議会等第三者機関による検証を行い、効果的な事業運営を図る。

(3) 家庭・地域・学校の連携の強化

家庭・地域・学校が目標や課題を共有し、それぞれが連携して対応策について取り組む体制を構築し、地域社会全体の教育力の向上を図ることができるよう、市民センターにおいては、それぞれをつなぎ結ぶ地域拠点施設としての機能充実に努める。

ア 次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む

地域、学校と連携を図りながら、様々な形で異なる世代での交流や大人と接する事業など、子どもたちが地域活動に参加する場を提供し、地域社会全体で次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む活動の推進に努める。

イ 社会全体で支える家庭教育

子どもたちが健全に成長していくためには、良好な家庭環境や社会環境を整える必要がある。そのために、家庭の教育力の向上だけでなく、地域の人的資源を子育て支援事業や学校活動支援事業に活用し、家庭教育を地域社会全体で支える仕組みづくりに努める。

(3) 令和5年度事業計画(案)について

事業名	講座名	対象者	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
高齢者学級	緑寿大学	地区内高齢者				21日 スマホ体験		5日 コンサート			5日 健康講座	18日 移動学習		
高齢者学級	スマホ体験教室	地区内高齢者									鉢カバードコ	体操教室		
女性学級	レディースセミナー	地区内女性												
	ふれあい学級	緑岡幼稚園 保護者												
家庭教育学級	家庭教育講演会	学区内保育 所及び小学 校保護者												
子育て支援事業	子育て広場	未就園児と保 護者												
家庭教育強化 事業	ふれあい体験講 座 他	未就園児と保 護者				11日 親子ヨガ	スマホ教室 ・親子料理 教室 ・工作教室 ・おこと教室						12日 コンサート	
子ども教室	夏休み子ども教 室 他	地区内小学 生												未定
成人セミナー	成人講座	成人												
	教室(1)		募集											
	クラブ(11)		募集											
定期講座	サークル(9)		募集											
	市民センターまつり													2日・3日
地域コミュニ ティ関連														

第2・4火曜日

健康スポーツ

健康スポーツ  
健康スポーツ

健康スポーツ  
健康スポーツ  
健康スポーツ

健康スポーツ  
健康スポーツ  
健康スポーツ

健康スポーツ  
健康スポーツ  
健康スポーツ

健康スポーツ  
健康スポーツ  
健康スポーツ

健康スポーツ  
健康スポーツ  
健康スポーツ

健康スポーツ  
健康スポーツ  
健康スポーツ

健康スポーツ  
健康スポーツ  
健康スポーツ

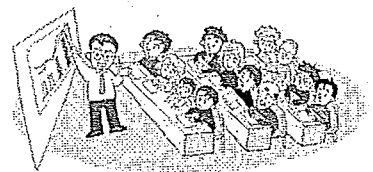
令和5年度 緑岡市民センター

# 定期講座受講生募集

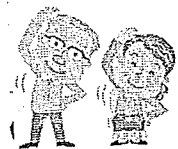
【申込期間】 令和5年4月5日（水）～14日（金）  
午前9：00～午後5：00

【申込方法】 緑岡市民センター窓口で、お申込み下さい。（先着順）  
※電話での申し込みは、翌日から受け付けます。

【会 費】 各講座各会計担当者へ会費を納入してください。  
受講者数により会費が変更になる場合があります。  
教材費・材料費は別途自費負担です。



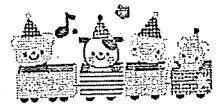
【その他】 募集人員になり次第締め切ります。



## いきいき健康クラブ

軽い運動で、体を動かしましょう!!

- ◇日 時 毎月第2・4月曜日  
13：30～15：00
- ◇対 象 65歳以上の方



## 子育て広場

～子育て中の親子が、気軽に集まり  
交流できる場を開設しています～

- ◇開催日時：毎月第2・4火曜日  
10：00～11：30
- ◇対 象：未就学児と保護者

## 問い合わせ

水戸市緑岡市民センター  
〒310-0913  
水戸市見川町2563  
TEL/FAX029-243-1020

駐車場台数に限りがありますので、なるべく乗り合わせでの来所にご協力ください。

# 令和5年度 定期講座一覧

## 【教室】

曜日	講座名	開催日	時間	年会費 (円)	定員 人数	募集 人数	開講日	講師名	内 容
水	緑岡健康 スポーツ	1・3	9:30~11:30	2,000	24	24	5/10	介川 文雄	健康スポーツ(ユニカール, シャフルボード, カンタン・ボッチャ, ディスクゴルフ等)を楽し みます。

※5月のみ2・4水曜日で行います。

## 【クラブ】

曜日	講座名	開催日	時間	年会費 (円)	定員 人数	募集 人数	開講日	講師名	内 容
月	体 操	1・2	10:00~11:30	10,000	26	10	5/1	尾縣 好美	筋肉貯筋とノリノリの音楽で, 身体をデザ イン(ダンベル・チューブ・ボール使用)
火	絵 画	1・3	10:00~12:00	10,000×2 (前・後期)	10	5	5/2	飯塚 和秀	水彩画・油絵を楽しく学びましょう。
	カラオケ	1・3	13:30~15:30	10,000	30	4	5/2	上杉 京子	2か月に1曲のペースで, 丁寧に教 えて頂けます。初心者大歓迎♪
水	着付A(装道)	2・4	10:00~12:00	月1,000	10	5	5/10	飯島 洋子	和装の基本から, 自装と他装まで! 一緒に楽しくお稽古しましょう♪
	着付B(装道)	2・4	13:30~15:30	10,000	10	4	5/10	和田 美智子	着付けの経験のない方も, 一人で着装 できるようになります。楽しく着付けを学 びましょう。
	書 道	2・4	10:00~12:00	12,000	16	6	5/10	長山 素龍	初心者歓迎。先生の懇切指導あり。
木	卓球 A	1 2	9:30~12:00 13:00~16:00	1,000	20	3	5/11	—	見学及び体験歓迎
	料 理	2・4	9:30~12:00	5,000×2 (前・後期)	15	5	5/11	三熊 理恵	和・洋・中の家庭料理の基礎が学べ, 楽しい教室です。
	大正琴	2・4	10:00~12:00	10,000	15	4	5/11	籠橋 紫峯	懐かしい音色の大正琴, アンサン ブルで弾いてみませんか!
金	ヨ ガ	2・4	13:30~14:30	6,000×2 (前・後期)	15	5	5/12	横山 みつこ	無理なく出来るメディカルヨガで, 健康寿命を伸ばしていきましょう♪
	オカリナ	2・4	13:30~15:30	7,000×2 (前・後期)	16	5	5/12	野内 敏子	初心者歓迎! 明るく楽しくオカリナを奏 でましょう

※ 地区事業の都合で予定を変更する場合がありますので, ご了承ください。

※ 新型コロナウイルス感染拡大状況により中止となる場合があります。  
感染対策の為, マスクの着用・検温・手指消毒にご協力下さい。なお当日, 体調の悪い場合は  
参加を御遠慮ください。



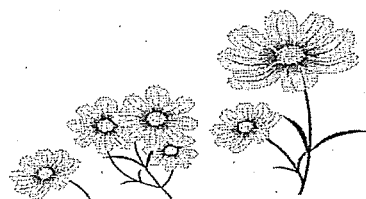
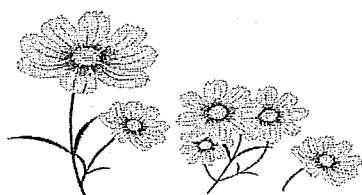
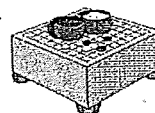




# 緑岡市民センターサークル一覧



曜日	講座名	開催日	時間	講師名	内容
水	さわやか太極拳	1・3	13:00~16:00	蒔 三代子	太極拳を通じ、気功・健康増進を楽しく行っています。初心者大歓迎です。
木	ダンススポーツ	1・3	13:30~15:30	作山 清	ダンスで、心身ともにリフレッシュ♪
金	卓球B	1・2	9:00~12:00	—	健康のために、はじめませんか？
	パッチワーク	1・3	10:00~12:00	池田 寿美子	初心者からでも基礎から学べて、さまざまな色・形・大きさをはぎ合わせて一つの物を作る喜びがあります。
	歌謡	1・3	18:00~20:00	金沢 はるみ	声を出して、リズムある生活を楽しみましょう♪
	生花(池坊)	2・4	10:00~12:00	—	季節の花を、彩りよく生けてます。
土	ハワイアンフラ	2・4	10:00~12:00	寺澤 洋子	南国のムードのある曲に合わせて、楽しみながら、体力、健康維持と共に心身のリフレッシュしませんか？
	緑岡空手サークル	1・3	15:00~17:00	茂木 武啓 安達 孔一	空手稽古・柔軟・型・組手・ストレッチ体操等
	日	緑岡囲碁クラブ	1・3	13:00~16:00	—



# 令和5年度水戸市版地域学校協働活動

生涯学習課

## 1 地域学校協働活動とは

幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。地域学校協働活動の推進により、それぞれの地域の未来を担う子どもたちが、地域の方々に見守られ、支えられながら、豊かな学びや体験の機会を得て健やかに成長していくことは、地域に愛着を持ち、地域に貢献したいと考える人材の育成につながります。

## 2 地域学校協働活動推進員とは

学校の事情や地域の要望を十分理解し、地域と学校がパートナーとして協働することができるよう、地域住民と学校との情報共有や、地域住民等への助言など地域と学校をつなぎ結ぶコーディネーターの役割があります。

## 3 水戸市版地域学校協働活動とは

本市には地域コミュニティ活動の拠点施設として34の市民センター（1小学校区に1市民センター）があり、家庭・地域・学校をつなぎ結ぶ地域拠点施設としての機能も有しています。そのため、各市民センター所長に地域学校協働活動推進員として、地域と学校をつなぎ結ぶコーディネーターの機能を持たせます。

なお、社会教育法第9条の7の規定により、教育委員会は地域学校協働活動推進員を委嘱することができるが、公立の社会教育施設の職員を委嘱することは想定してないため、地域学校協働活動推進員の委嘱は行いません。

## 4 水戸市版地域学校協働活動の事業目的

地域全体で地域の学校や子どもたちを支援します。併せて、生涯学習の一環であるボランティア活動をとおして、地域住民同士がつながりあい、地域が活性化することを目指します。

## 5 地域学校協働活動推進員としての所長の役割

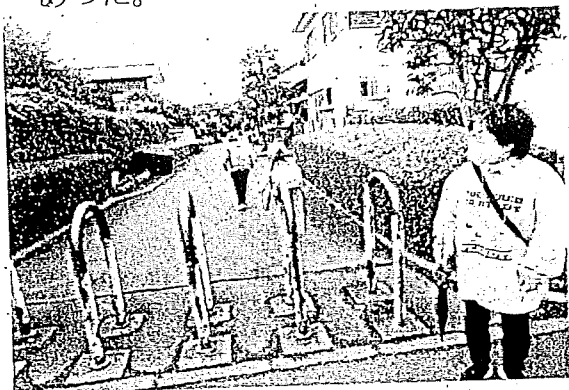
各校の学校運営協議会で協議された課題や提案等を受けて、所長はその情報を地域と共有し、「学校が求めること」と「地域ができること」を調整したうえで、地域の参画を得て学校の支援に当たります。

## 6 令和5年度実施校（モデル事業・7校）

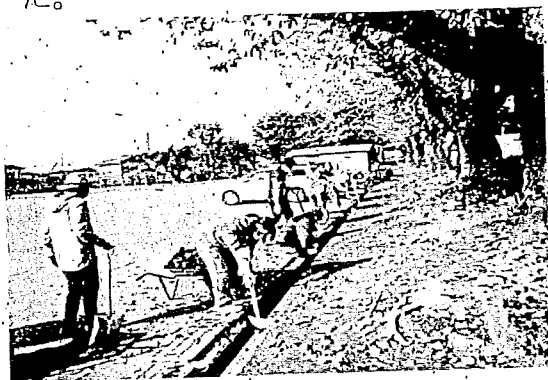
浜田小学校、常磐小学校、緑岡小中学校、渡里小学校、双葉台小中学校、  
下大野小学校、鯉淵小学校

## 7 令和4年度双葉台小中学校の取組事例

- 毎月1回小中学校合同で実施している挨拶運動に合わせて、地域の方々が自宅の前に立ち、登校する児童生徒とあいさつを交わす取組を実施した。参加した地域の方からは、子どもたちと顔の見える関係となり、大変有意義な取組との感想があった。



- これまで学校単独で行っていた清潔なまちづくり運動を地域との協働で実施し、児童生徒も地域に出て、地域住民と一緒に清掃活動に取り組んだ。この活動では、これまで学校の支援に関わってこられなかった地域の方々の参加も多く見られた。



- 小学校で実施している和太鼓教室の講師が見つからなかったため、学校から市民センター所長に相談し、市民センター所長から地域に投げかけを行い、和太鼓教室の講師を見つけることができた。



○水戸市市民センター条例

平成21年9月29日

水戸市条例第33号

改正 平成22年3月24日条例第13号

平成23年3月25日条例第9号

平成23年7月12日条例第25号

平成26年6月30日条例第36号

平成27年3月24日条例第9号

平成28年6月30日条例第34号

平成30年6月22日条例第32号

平成30年12月20日条例第60号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、市民センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民と行政との協働により、地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため、市民センターを別表のとおり設置する。

(事業)

第3条 前条に規定する市民センター（以下「センター」という。）は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ活動の支援に関すること。
- (2) 生涯学習活動の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関すること。

(使用の許可)

第4条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。

(5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。

(1) 第5条各号のいずれかに該当するとき。

(2) 許可の条件に違反したとき。

(3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(原状回復等)

第8条 使用者は、その使用を終わったとき、又は前条の規定により使用することができなくなったときは、自己の費用をもって直ちに整備し、原状に復さなければならない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長において自らこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償等)

第9条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(市民センター運営審議会)

第10条 センターの運営等に関する事項について、市長又は水戸市教育委員会の諮問に応じて審議するため、センターごとに市民センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第11条 審議会は、市民活動団体の役職員、学校教育、社会教育及び家庭教育の関係者並びに学識経験者のうちから、市長が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

4 会長は、審議会の会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができないものとし、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、市民協働部において行う。

(平27条例9・一部改正)

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第10条から第13条までの規定は平成21年12月1日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後のセンターの使用の許可は、同日前においても、第4条の規定の例により行うことができる。

付 則 (平成22年3月24日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後の水戸市五軒市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成23年3月25日条例第9号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

付 則 (平成23年7月12日条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年8月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後の水戸市常磐市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成26年6月30日条例第36号)

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 別表水戸市見和市民センターの項の改正規定 平成26年7月1日

(3) 別表水戸市上大野市民センターの項の改正規定 平成26年10月1日

(準備行為)

- 2 前項第2号に定める日以後の水戸市見和市民センターの使用及び同項第3号に定める日以後の水戸市上大野市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、これらの日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成27年3月24日条例第9号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年6月30日条例第34号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年11月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市稲荷第一市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成30年6月22日条例第32号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成30年規則第28号で平成30年10月1日から施行。ただし、同条例付則第2項の規定は平成30年9月1日から施行)

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市鯉淵市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成30年12月20日条例第60号)

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 平成31年2月1日

(2) 別表に2項を加える改正規定(水戸市妻里市民センターの項に係る部分に限る。)及び付則第3項の規定 平成31年3月1日

(3) 前2号に掲げる規定以外の規定 平成31年4月1日

(準備行為)

- 2 前項第2号に定める日以後の水戸市妻里市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例(以下「新条例」という。)の例により行うことができる。

3 付則第1項第3号に定める日以後の水戸市内原市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、新条例の例により行うことができる。

別表（第2条関係）

（平22条例13・平23条例9・平23条例25・平26条例36・平28条例34・平30条例32・平30条例60・一部改正）

名称	位置
水戸市三の丸市民センター	水戸市三の丸1丁目6番60号
水戸市五軒市民センター	水戸市五軒町1丁目2番12号
水戸市新荘市民センター	水戸市新荘2丁目11番2号
水戸市城東市民センター	水戸市城東3丁目1番47号
水戸市竹隈市民センター	水戸市柳町2丁目5番8号
水戸市常磐市民センター	水戸市西原1丁目3番12号
水戸市緑岡市民センター	水戸市見川町2563番地
水戸市寿市民センター	水戸市平須町1636番地
水戸市上大野市民センター	水戸市吉沼町1768番地の2
水戸市柳河市民センター	水戸市柳河町673番地の1
水戸市渡里市民センター	水戸市堀町466番地の7
水戸市吉田市民センター	水戸市元吉田町1736番地の5
水戸市酒門市民センター	水戸市酒門町1374番地の6
水戸市石川市民センター	水戸市石川2丁目4243番地
水戸市飯富市民センター	水戸市飯富町4449番地の8
水戸市国田市民センター	水戸市下国井町1212番地の4
水戸市桜川市民センター	水戸市河和田町2894番地の4
水戸市上中妻市民センター	水戸市大塚町1157番地の1
水戸市山根市民センター	水戸市全隈町78番地の1
水戸市見川市民センター	水戸市見川2丁目179番地の1
水戸市千波市民センター	水戸市千波町1396番地の4
水戸市見和市民センター	水戸市見和2丁目224番地の1
水戸市双葉台市民センター	水戸市双葉台2丁目1番地の5
水戸市笠原市民センター	水戸市笠原町358番地の5
水戸市赤塚市民センター	水戸市河和田3丁目2329番地の3
水戸市吉沢市民センター	水戸市吉沢町243番地の3
水戸市堀原市民センター	水戸市新原1丁目9番16号



水戸市下大野市民センター	水戸市下大野町6094番地の1
水戸市稲荷第一市民センター	水戸市大串町2134番地
水戸市稲荷第二市民センター	水戸市栗崎町1695番地の4
水戸市大場市民センター	水戸市大場町2283番地の1
水戸市鯉淵市民センター	水戸市鯉淵町2989番地の2
水戸市妻里市民センター	水戸市有賀町2242番地
水戸市内原市民センター	水戸市内原町1395番地の6

○水戸市市民センター条例施行規則

平成22年3月30日

水戸市規則第14号

改正 平成28年3月31日規則第34号

(趣旨)

第1条 この規則は、水戸市市民センター条例（平成21年水戸市条例第33号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第2条 水戸市市民センター（以下「センター」という。）の使用時間は、午前8時30分から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。

(利用)

第3条 センターは、管理上支障がある場合を除き、年間を通して利用に供することとする。

(使用許可の申請)

第4条 条例第4条第1項の規定によりセンターの使用の許可を受けようとする者は、使用日の1月前の日の属する月の初日から使用日の3日前までに、市民センター使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請を許可したときは、市民センター使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）を交付する。

(使用期間の制限)

第5条 センターの使用は、引き続き3日を超えることができない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(許可に係る事項の変更等)

第6条 センターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可に係る事項の変更又は取消しをしようとするときは、使用日の3日前までに市民センター使用変更（取消）申請書（様式第3号）に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、直ちに審査してその適否を決定し、市民センター使用変更（取消）許可書（様式第4号）を交付する。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、条例第7条の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限するときは、市民センター使用許可取消等通知書（様式第5号）を交付する。

(遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された施設以外の施設を使用しないこと。
- (2) 施設に設備を付加し、又は設置しないこと。
- (3) 使用する施設の定員を超えて使用しないこと。
- (4) 物品の販売、寄付金の募集等を行わないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (5) 火気を使用しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (6) 壁、柱、扉等に張り紙、くぎ打ち等をしないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (7) 広告その他これに類するものを掲示しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (8) 危険物及び他人に迷惑となる物を持ち込まないこと。
- (9) 定められた場所以外の場所で喫煙又は飲食をしないこと。
- (10) 飲酒をしないこと。
- (11) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (12) 使用後は、施設の清掃を行うこと。
- (13) その他センターの職員の指示に従うこと。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年3月31日規則第34号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 処分又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた処分又は施行日前にされた申請に対する不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 4 施行日前に作成した各様式の内紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

様式第1号(第4条関係)

市民センター使用許可申請書

年 月 日

水戸市長 様

申請者 住 所(所在地)  
氏 名(名称又は代表者)  
担当者  
電 話

市民センターを使用したいので、水戸市市民センター条例第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

使 用 施 設	市民センター
使 用 日 時	年 月 日( 曜日) 時 分から 年 月 日( 曜日) 時 分まで
使 用 目 的	
使 用 人 員	人
使 用 室 名	
備 考	

様式第2号(第4条関係)

市民センター使用許可書

第 号  
年 月 日

様

水戸市長

印

年 月 日付で申請のあった市民センターの使用について、水戸市市民センター条例第4条の規定により、次の条件を付して許可します。

使用施設	市民センター
使用日時	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで
使用目的	
使用人員	人
使用室名	
備考	
許可条件	1 水戸市市民センター条例及び水戸市市民センター条例施行規則を遵守すること。 2 職員の指示に従うこと。 3 この使用許可書は、使用の際に職員に提示すること。

様式第3号(第6条関係)

市民センター使用変更(取消)申請書

年 月 日

水戸市長 様

申請者 住 所(所在地)  
氏 名(名称又は代表者)  
担当者  
電 話

市民センターの使用の変更(取消)をしたいので、水戸市市民センター条例第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 申請の内容

- (1) 変更
- (2) 取消し

2 申請の理由

3 変更の内容

	許可内容(許可番号: )	変更後の内容
使用施設		
使用日時	年 月 日( 曜日) 時 分から 年 月 日( 曜日) 時 分まで	年 月 日( 曜日) 時 分から 年 月 日( 曜日) 時 分まで
使用目的		
使用人員	人	人
使用室名		
備考		

様式第4号(第6条関係)

市民センター使用変更(取消)許可書

第 号  
年 月 日

様

水戸市長

印

年 月 日付で申請のあった市民センターの使用の変更(取消し)について、水戸市市民センター条例第4条の規定により、次の条件を付して許可します。

使用施設	市民センター
使用日時	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで
使用目的	
使用人員	人
使用室名	
許可条件	1 水戸市市民センター条例及び水戸市市民センター条例施行規則を遵守すること。 2 職員の指示に従うこと。 3 この使用許可書は、使用の際に職員に提示すること。

様式第5号(第7条関係)

市民センター使用許可取消等通知書

第 号  
年 月 日

様

水戸市長

印

市民センターの使用について、次のとおり決定したので、水戸市市民センター条例第7条の規定により通知します。

住 所	
氏 名	
使 用 施 設	
使 用 室 名	
決 定 内 容	
決 定 の 理 由	

注1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、水戸市長に審査請求をすることができます。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、水戸市(訴訟において水戸市を代表するものは、水戸市長となります。)を被告として、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。



様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第6条関係)

様式第5号 (第7条関係)

(平28規則34・一部改正)